

## 蒲郡市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の高齢者世話付住宅に居住する者に対し、東三河広域連合が緊急通報装置を貸与し緊急時の対応を行うとともに、生活援助員を派遣することにより、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、緊急通報装置の貸与、緊急時の対応、生活援助員の派遣、高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置等をする高齢者住宅等安心確保事業（以下「事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者安心確保計画 蒲郡市高齢者保険福祉計画に包含して高齢者安心確保計画を策定するものとし、高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関の連携及び各種資源を活用することにより、高齢者の安心を確保するための体制づくりを図るものをいう。
- (2) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 昭和63年2月15日付け建設省住建発第8号・厚生省社老発第7号通達に基づくシルバーハウジング・プロジェクトにより供給された、別表第1に掲げる公営賃貸住宅をいい、日常生活上自立可能な単身者及び夫婦のみの高齢者世帯等を対象に、高齢者の生活特性に配慮した設備・構造を有し、かつ生活援助員による福祉サービスを受けられる。
- (3) 生活援助員 前号の高齢者世話付住宅に居住している高齢者に対し、必要に応じて生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等のサービスを行う者をいう。
- (4) 緊急通報装置 通常の電話機と高齢者世話付住宅に設置された緊急通報システム用設備と接続することにより緊急時に通報できる附属機器をいう。

### (事業の実施)

第3条 市長は、対象世帯・費用負担区分の決定、費用徴収、緊急通報装置の貸与・設置等を除く事業の実施について、市長が適当と認める社会福祉法人に再委託す

ることができるものとする。

(提供するサービス)

第4条 この事業で提供するサービス(以下「生活援助員派遣等サービス」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緊急通報装置の貸与
- (2) 緊急通報の対応
- (3) 生活援助員の派遣

(対象者)

第5条 生活援助員派遣等サービスの対象者は、高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居資格、入居募集・選考方法、入居者管理方法等に従い、市内の高齢者世話付住宅に居住する者であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の夫婦世帯(配偶者は60歳以上であること。)
- (2) 65歳以上の親族からなる2人世帯(同居者は60歳以上であること。)
- (3) 65歳以上の単身者

(利用の申請及び決定)

第6条 生活援助員派遣等サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び承諾書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、申請者の世帯状況等を調査し、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等決定(却下)通知書(第3号様式)により、派遣の可否を申請者に通知するものとする。

3 緊急を要すると市長が認める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、申請書及び承諾書の提出等を事後に行うことができる。なお、その場合の手續についてはできるだけ速やかに行わなければならない。

(緊急通報装置の貸与等)

第7条 市長は、前条の規定により利用が適当と認めた者(以下「利用者」という。)に対し緊急通報装置を貸与・設置する。

2 貸与する緊急通報装置には、装置本体のほかにペンダント発信機及び受信機を含む。

3 利用者は、緊急通報装置を使用するにあたりあらかじめ利用者負担により電話回線に加入していなければならない。また、緊急通報装置設置後の電話基本料及

び緊急通報を含めた通話料は利用者が負担するものとする。

- 4 利用者は、善良な管理者の注意をもって緊急通報装置を使用するとともに、緊急通報装置の現状を変更し、又は転貸してはならない。

(生活援助員の派遣)

第8条 市長は、利用者に対し生活援助員を派遣する。生活援助員は、次に掲げるサービスを必要に応じ供給するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

(サービスの廃止又は停止)

第9条 市長は、生活援助員派遣等サービスの利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、サービスの実施を廃止又は停止することができるものとする。

- (1) 60歳以上の入居者がすべて入院又は老人福祉施設等の施設に入所したとき。
- (2) 60歳以上の入居者がすべて転居したとき。
- (3) 60歳以上の入居者がすべて死亡したとき。
- (4) 前3号以外に高齢者世話付住宅の供給主体が定める入居資格に該当しなくなったとき。
- (5) 生活援助員に対して著しい非行のあったとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等廃止（停止）決定通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

3 市長は、生活援助員派遣等サービスの停止を解除したときは、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等停止解除決定通知書（第5号様式）により当該利用者に通知するものとする。

(費用負担)

第10条 利用者は、別表第2の基準により高齢者世話付住宅生活援助員派遣に要する費用（以下「生活援助員派遣費用負担額」という。）を負担するものとする。

2 市長は、原則として、あらかじめ派遣対象世帯の生活援助員派遣費用負担額を

月単位で決定し徴収する。

3 派遣の期間が暦月単位の1月に満たない場合は、費用の徴収を行わない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、生活援助員の派遣を受ける権利を他人に譲渡してはならない。

(現況の把握)

第12条 市長は、利用者からの委任に基づき、生活援助員派遣費用負担額の算定に必要となる所得税に係る公簿閲覧により、現況を把握するものとする。

2 市長は、現況把握により生活援助員派遣費用負担額が変更となるときは、蒲郡市高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用負担変更決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置)

第13条 市は、生活援助員等の訪問活動に従事する者と高齢者住宅等安心確保連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置し、地域の関係機関の連携体制の整備を行うものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市は、この事業を行うに当たっては、常に、福祉事務所、民生委員、本事業を委託する社会福祉法人等と連携を密にするものとする。

(帳簿の整備)

第15条 市は、この事業を行うため、派遣決定調書、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

| 住 宅 名     | 所 在 地          | 整備戸数 |
|-----------|----------------|------|
| 市営丸山住宅B棟  | 蒲郡市大塚町丸山60番地   | 10戸  |
| 県営鶴ヶ浜住宅9棟 | 蒲郡市鹿島町東山1番地の1  | 20戸  |
| 県営春日浦住宅2棟 | 蒲郡市形原町春日浦5番地の2 | 12戸  |

別表第2（第10条関係）

高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用負担額基準

| 利用者世帯の階層区分 |                                    | 生活援助員派遣<br>費用負担額 |
|------------|------------------------------------|------------------|
| A          | 生活保護法による被保護世帯                      | 0円               |
| B          | 生計中心者の前年所得税非課税世帯                   | 0円               |
| C          | 生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯           | 1,500円           |
| D          | 生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯  | 2,600円           |
| E          | 生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯 | 3,800円           |
| F          | 生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯          | 4,900円           |